



労基署 便り

平成 29 年度 No.2

大河原労働基準監督署



◎ 平成 29 年労働災害発生状況 (1 月～4 月)

	大河原署管内			宮城局管内		
	H28	H29	前年比	H28	H29	前年比
製造業 計	11	14	3	123 (2)	118	-5
食料品製造業	1	3	2	54	45	-9
機械金属製造業	7	5	-2	39	32	-7
建設業 計	13 (1)	3	-10	132 (3)	104 (1)	-28
土木工事業	6 (1)		-6	47 (3)	31 (1)	-16
建築工事業	5	2	-3	68	61	-7
その他の建設	2	1	-1	17	12	-5
運輸交通業 計	2	6	4	104	107 (1)	3
道路貨物運送業	2	6	4	86	87 (1)	1
商業	11	9	-2	126	103 (1)	-23
全産業	51 (2)	46	-5	671 (8)	609 (5)	-62

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

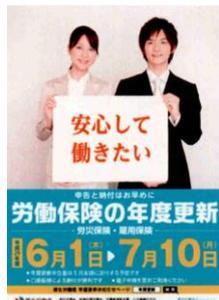
『労働保険の年度更新』の季節です

労働保険の「年度更新」とは・・・。

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、年度当初に申告・納付した額を、翌年度当初に確定申告して精算する方法をとっております。事業主は、“平成28年度の確定保険料”と“平成29年度の概算保険料”を併せて申告・納付する必要があります。この申告・納付の手続きを「年度更新」といいます。

今年度は、**6月1日（水）から7月10日（月）**までの間に、都道府県労働局、労働基準監督署及び指定金融機関で手続を行っていただきます。労働保険事務組合に事務委託している事業場は、委託先の事務組合をとおして手続を行っていただきます。

なお、「年度更新申告書」等の手続きに必要な書類は、5月下旬から順次お届けする予定となっております。



大河原労働基準監督署では、今年度も『受付・相談コーナー』を開設します。手続きの際はこの期間をご利用ください。

記

開催期間：7月4日（火）～7月10日（月）（土・日は除く。）

時間：9:00～12:00、13:00～16:00

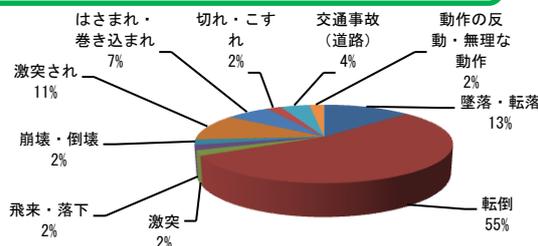
会場：大河原労働基準監督署 1階会議室
(柴田郡大河原町新東 24-25)

※ 上記以外でも、随時、受付・相談は受けられます。

※ 7月10日（月）が提出期限です。期限までの提出にご協力願います。

6 月は STOP! 転倒災害プロジェクト強化月間です!

今年に入り、管内では転倒災害が多く発生しており、4月末現在で、全体の55%を占めている状況です。転倒災害防止対策については、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」において、特設ページを設けておりますので、ホームページに掲載しているリーフレットの点検表を活用し、事業場内の確認をお願いします。署にも備え付けていますので、併せてご利用ください。



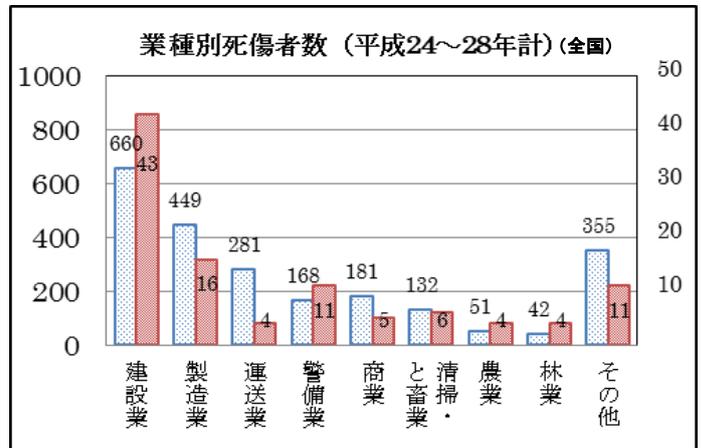
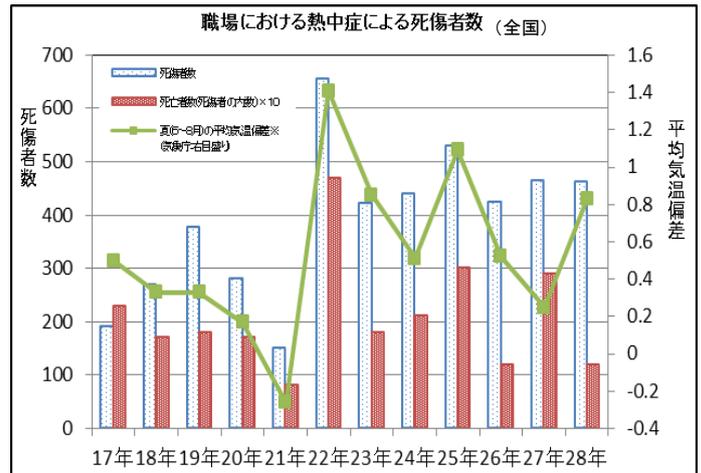
STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施中です

平成28年の熱中症による死者は、全国で12人と平成27年の死者数32人より減少しました。しかしながら、休業4日以上之死傷者数は432人で、依然として高止まりの傾向となっています。

業種では、例年建設業が最も多い状況となっていますが、製造業が2番目に多くなっており、屋内での対策も重要となっています。この状況を踏まえて厚生労働省では、5月より「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開しています。これから暑さが本格化します。次の対策を講じて夏を乗り切りましょう。

なお、リーフレットは厚生労働省のホームページ、署の入口に備え付けていますので、ぜひご利用ください。

- ① WBGT値（暑さ指数）の活用
- ② 冷房等を備えた休憩場所の設置、日陰などの涼しい休憩場所の設置、休憩を取りやすい環境づくり
- ③ 高温多湿作業場所において作業を行わせる場合には、労働者の熱への順化の有無を確認する
- ④ 水分及び塩分（塩あめ等）の備え付け、摂取について労働者に呼びかけることに加え摂取状況を確認する
- ⑤ 労働者の健康状態は、労働者の申出だけでなく、発汗の程度、行動の異常等についても確認する
- ⑥ 労働者に対する労働衛生教育の実施（熱中症の症状、予防方法、救急処置、熱中症事例等）



労働条件通知書を交付していますか？

～雇入時には書面で労働条件を明示しましょう！～

当署には、労働条件が示されなかったために、労働時間、休日、割増賃金、年次有給休暇等の基本的な労働条件が法定どおりになっているか、不安を抱える労働者からの相談が多数寄せられています。また、口頭説明だけだったことが原因で、在職中や退職後に労働条件について労使間でトラブルになるケースも見受けられます。

労働基準法では、労働者を雇い入れる際に、正社員、パート、アルバイト等を問わず、労働条件を書面で明示することが義務付けられていますので、確実な実施をお願いします。

様式は宮城労働局ホームページ又は当署窓口で入手できます。

時間外・休日労働に関する労使協定（36協定）は届出していますか？

～36協定を届出しないと残業はできません！～

法定労働時間（原則として1日8時間、1週40時間）を超えて労働させる場合、また、法定休日（原則として週1回）に労働させる場合は、事前に時間外・休日労働に関する協定（36協定）を労使間で締結し、労働基準監督署に届出しなければなりません。また、協定には有効期間（通常1年）がありますので、その都度届出が必要です。

残業があるにもかかわらず、36協定を届出したことがない、過去に1回出したきりといった場合は、速やかに労使協定を締結し当署に届出してください。

様式は宮城労働局ホームページ又は当署窓口で入手できます。

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。